

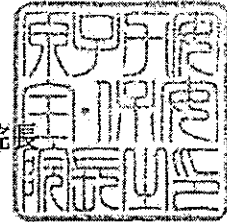
# 経済産業省

平成18・09・04 原院第8号

平成18年9月19日

保安指導実施要領（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院長



保安指導実施要領（内規）を別紙のとおり制定する。  
なお、昭和35年4月15日付け「保安指導員制度について」（35保局第354号）については、廃止する。

## 保安指導実施要領（内規）

## 1. 制度の目的

鉱山における保安技術の向上、リスクマネジメントの定着及び保安教育の推進を図るため保安指導員制度を設け、もって鉱山災害及び鉱害の防止を期するものとする。

## 2. 保安指導員の委嘱

保安指導員は、社会的信望があり、かつリスクマネジメント又は鉱山保安に関し学識経験を有する者のうちから産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長等」という。）が委嘱するものとする。

## 3. 保安指導員の業務

産業保安監督部長等は、次のいずれかに該当し必要があると認めるときは、保安指導員を委嘱し、鉱山における保安技術についての指導、リスクマネジメントに関する指導又は保安教育（以下「保安指導」という。）に関する業務に当該保安指導員を従事させるものとする。なお、次の（２）については、産業保安監督部長等は、保安指導を受ける鉱山の同意を得るものとする。

（１）鉱山から保安指導の申込みがあったとき。

（２）鉱山において保安指導を行うことが有効であると認められるとき。

## 4. 保安指導員の秘密保持の義務

保安指導員は、職務に関し知り得た鉱山の経営、生産技術等について秘密を守らなければならない。

## 5. 保安指導業務の区分

保安指導業務の区分は、次のとおりとする。

## （１）保安技術指導

鉱山保安技術について、指導を行う。

## （２）リスクマネジメント指導

リスクマネジメントに関する全般又はその一部について、指導を行う。

## （３）保安教育

保安技術及び実例教育を主体とした保安教育を行う。

## 6. 保安指導の申込み

保安指導の申込みは、様式第1号による申込書によって産業保安監督部長等に行うものとする。なお、複数の鉱山で申込み場合は、代表鉱山が行うものとする。

## 7. 対象鉱山の選定

対象鉱山の選定に当たっては、産業保安監督部長等は、次の事項に該当する鉱山の中から優先的に選定するものとする。

（１）過去2～3年間の災害率が高く、かつ、現在なお危険性を内包している鉱山

（２）残壁の崩壊、落盤等特定の災害発生の危険性の高い鉱山

（３）採掘区域の移転、その他の事由により災害の増加が予想される鉱山

（４）保安教育が著しく低調な鉱山

（５）リスクマネジメントの導入・定着が低調な鉱山

(6) その他産業保安監督部長等が必要と認める鉱山

8. 保安指導の実施方法

保安指導の実施方法は、次のとおりとする。ただし、リスクマネジメント指導及び保安教育に係る保安指導については、次の(1)及び(2)によらずに実施することができるものとする。

(1) 保安指導員は、鉱山において保安指導に係る調査を行い、当該鉱山の問題点を把握する。

(2) (1) 終了後、当該鉱山の鉱業権者、保安統括者等と意見交換を行い改善策を提案する。

(3) 保安指導員は、保安指導の実施について、様式第2号による報告書によって産業保安監督部長等に報告するものとする。

9. 産業保安監督部長等は、8.(3)の報告があった場合は、保安指導実施鉱山にその写しを送付するものとする。

様式第1号 (6. 関係)

保安指導申込書

本指導を受けたいので、下記により申込みます。

記

1. 鉱山名	
2. 所在地	
3. 鉱業権者名	
4. 鉱種別	
5. 鉱山労働者数	
6. 最近1ヶ年の生産量	
7. 希望する指導区分 (該当するものに○を付けること。)	1 保安技術指導 2 リスクマネジメント指導 3 保安教育
8. 希望期日	年 月 日～ 月 日
9. 希望事項	
10. 連絡責任者職氏名	

産業保安監督部 (支部、事務所) 長 殿

年月日

鉱山名  
鉱業権者名

印

様式第2号 (8. 関係)

保安指導実施報告書  
(指導区分: )

年月日

産業保安監督部 (支部、事務所) 長 殿

保安指導員

印

今般、○年○月○日 (から○月○日まで)、○○鉱山の保安指導を実施したので下記のとおり報告します。

記

1. 鉱山名及び所在地
2. 鉱業権者名
3. 実施した場所
4. 保安指導の内容
5. その他特記事項

## 保安指導実施要領（内規）

## 1. 制度の目的

鉱山における保安技術の向上、リスクマネジメントの定着及び保安教育の推進を図るため保安指導員制度を設け、もって鉱山災害及び鉱害の防止を期するものとする。

## 2. 保安指導員の委嘱

保安指導員は、社会的信望があり、かつリスクマネジメント又は鉱山保安に関し学識経験を有する者のうちから産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長等」という。）が委嘱するものとする。

## 3. 保安指導員の業務

産業保安監督部長等は、次のいずれかに該当し必要があると認めるときは、保安指導員を委嘱し、鉱山における保安技術についての指導、リスクマネジメントに関する指導又は保安教育（以下「保安指導」という。）に関する業務に当該保安指導員を従事させるものとする。なお、次の（２）については、産業保安監督部長等は、保安指導を受けようとする鉱山の同意を得るものとする。

（１）鉱山から保安指導の申込みがあったとき。

（２）鉱山において保安指導を行うことが有効であると認められるとき。

## 4. 保安指導員の秘密保持の義務

保安指導員は、職務に関し知り得た鉱山の経営、生産技術等について秘密を守らなければならない。

## 5. 保安指導業務の区分

保安指導業務の区分は、次のとおりとする。

## （１）保安技術指導

鉱山保安技術について、指導を行う。

## （２）リスクマネジメント指導

リスクマネジメントに関する全般又はその一部について、指導を行う。

## （３）保安教育

保安技術及び実例教育を主体とした保安教育を行う。

## 6. 保安指導の申込み

保安指導の申込みは、様式第１号による申込書によって産業保安監督部長等に行うものとする。なお、複数の鉱山で申込み場合は、代表鉱山が行うものとする。

## 7. 対象鉱山の選定

対象鉱山の選定に当たっては、産業保安監督部長等は、次の事項に該当する鉱山の中から優先的に選定するものとする。

（１）過去２～３年間の災害率が高く、かつ、現在なお危険性を内包している鉱山

（２）残壁の崩壊、落盤等特定の災害発生の危険性の高い鉱山

（３）採掘区域の移転、その他の事由により災害の増加が予想される鉱山

（４）保安教育が著しく低調な鉱山

（５）リスクマネジメントの導入・定着が低調な鉱山

(6) その他産業保安監督部長等が必要と認める鉱山

8. 保安指導の実施方法

保安指導の実施方法は、次のとおりとする。ただし、リスクマネジメント指導及び保安教育に係る保安指導については、次の(1)及び(2)によらずに実施することができるものとする。

(1) 保安指導員は、鉱山において保安指導に係る調査を行い、当該鉱山の問題点を把握する。

(2) (1) 終了後、当該鉱山の鉱業権者、保安統括者等と意見交換を行い改善策を提案する。

(3) 保安指導員は、保安指導の実施について、様式第2号による報告書によって産業保安監督部長等に報告するものとする。

9. 産業保安監督部長等は、8.(3)の報告があった場合は、保安指導実施鉱山にその写しを送付するものとする。

様式第1号 (6. 関係)

保安指導申込書

本指導を受けたいので、下記により申込みます。

記

1. 鉱山名	
2. 所在地	
3. 鉱業権者名	
4. 鉱種別	
5. 鉱山労働者数	
6. 最近1ヶ年の生産量	
7. 希望する指導区分 (該当するものに○を付けること。)	1 保安技術指導 2 リスクマネジメント指導 3 保安教育
8. 希望期日	年 月 日～ 月 日
9. 希望事項	
10. 連絡責任者職氏名	

産業保安監督部 (支部、事務所) 長 殿

年月日

鉱山名  
鉱山権者名

印

様式第2号 (8. 関係)

保安指導実施報告書  
(指導区分: )

年月日

産業保安監督部 (支部、事務所) 長 殿

保安指導員

印

今般、○年○月○日 (から○月○日まで)、○○鉱山の保安指導を実施したので下記のとおり報告します。

記

1. 鉱山名及び所在地
2. 鉱業権者名
3. 実施した場所
4. 保安指導の内容
5. その他特記事項